

韓国知的財産ニュース 2026 年 8 月前期

(No. 559)

発行年月日：2026 年 9 月 10 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 協力と創造力で作り上げた舞台」…2026 年学生創造力コンテストの優勝チームが誕生
- 2-2 知的財産で経済成長の局面を一変させます！
- 2-3 韓国知識財産処、2026 年度第 2 学期「知識財産学単位銀行制」の受講生を募集
- 2-4 若者の起業支援に向け、「特許に強みを持つ新興企業育成事業」を推進
- 2-5 「知的財産訴訟弁論コンテスト」、今年の優勝者は？
- 2-6 技術警察の捜査能力を強化し、技術の流出・窃取を完全に阻止

模倣品関連および知的財産権紛争

今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 K-商標は、海外の商標権も保護し、国際的な収益創出まで支援する

その他一般

- 5-1 [報道説明資料] 国家 R&D の成果に関する技術の海外特許出願支援についての具体的な内容はまだ確定していません
- 5-2 [報道説明資料] 韓国知識財産処は、海外における K-ビューティーの

模倣品の拡散に対応し、Kブランドの政府認証、流通遮断、国際協力
に至るまで、Kブランドの保護を強化しています

- 5-3 [報道説明資料] 弁理士法改正案は弁理士の「自己鑑定」を禁止する内容です

法律、制度関連

今号はありません。

関係機関の動き

2-1 協力と創造力で作り上げた舞台」…2026 年学生創造力コンテストの優勝チームが誕生

韓国知識財産処(2026.8.03.)

- 韓国知識財産処、「2026 年大韓民国小中高生創造力チャンピオン大会」本選の総括
- 小学生部門「ホクシ(호씨)」チーム、中学生部門「ホホホホホギョン(허허허허허균)」チーム、高校生部門「ワラク・ノラムチョイン(와락 놀람찌잉)」チームが大賞を受賞

「2026 年大韓民国小中高生創造力チャンピオン大会」で、韓国全国から集まった小中高生が 3 日間にわたり知恵を出し合い、現場課題に取り組んだ結果、小学生部門の「ホクシ(호씨)」チーム、中学生部門の「ホホホホホギョン(허허허허허균)」チーム、高校生部門の「ワラク・ノラムチョイン(와락 놀람찌잉)」チームが栄誉ある優勝チームに選ばれた。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 8 月 1 日(土)14 時、EXCO(大邱市北区)にて「2026 年大韓民国小中高生創造力チャンピオン大会」の本選表彰式を開催した。

この大会は、小中高校生が指導教員とチームを組み、創造的な方法で課題を解決するコンテストであり、3 月の公募以降、全国から 520 チームが応募し、書面審査と地域予選を経て 48 チームが本選の舞台に立った。7 月 30 日から当日までの 3 日間にわたり「2026 青少年発明フェスティバル」の一環として行われた本選では、①創作公演で問題解決の過程を表現する「表現課題」

②科学の原理で構造物を製作する「製作課題」③現場で即座に提示される課題を材料と道具だけで解決する「即席課題」の3部門で熱戦が繰り広げられた。

特に今回の大会の表現課題は、「突拍子もないオーディション」という課題名で、事前に全国の全ての参加チームに一律に告知され、チームごとに全く異なる解釈と舞台演出で注目を集めた。

この日の授賞式では、小学生部門の「ホクシ(호씨)」チーム(プサン地域、ドンソン・カンドン・オリュクト小学校)、中学生部門の「ホホホホギョン(히히히히히균)」チーム(テグ地域、テゴン中学校)、高校生部門の「ワラク・ノラムチョイン(와락 놀람씨영)」チーム(チェジュ地域、ソギョポ産業科学高等学校)が、各部門の大賞である科学技術情報通信部長官賞を受賞した。このほか、金賞から奨励賞に至るまで、本選進出の48チーム全員に賞が授与された。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今大会で生徒たちが示した協調性と創造力が、今後の大韓民国を導いていく原動力になることを期待する」とし、「知識財産処としても、未来の人材たちが創造性とチャレンジ精神を存分に発揮できるよう、支援を惜しまない」と述べた。

2-2 知的財産で経済成長の局面を一変させます！

韓国知識財産処(2026.8.04.)

- 知識財産処の業務報告

- ▲(収益化)優れた技術の海外特許の確保、知的財産の収益化を専門とする企業の育成
- ▲(保護)技術警察の捜査範囲の拡大、「K-商標」政府認証制度の施行
- ▲(人工知能(AI)による大転換)知的財産行政の全ての分野における AI への転換(AX)、特許審査待ち期間を14ヶ月に短縮
- ▲(若者・地方)地方の地域資源・特化産業を知的財産へと転換し、地方の成長原動力を確保

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は8月4日(火)、青瓦台迎賓館で「知的財産で経済成長の構図を一変させます」をテーマに、知識財産処の業務計画を報告した。キム・ヨンソン処長が

下半期の重点推進課題を発表した後、出席者による自由討論が行われ、主な内容は以下の通りである。

1. 知的財産で稼ぐ時代を作ります。

優れた基盤技術を知的財産として資産化し、収益を創出させ、知的財産やアイデアを将来の成長の原動力へと転換する。

グローバル市場において韓国の特許で収益を上げられるよう、今年下半期に 50 件の優れた技術を選定し、海外特許の取得を推進するとともに、20 社の知的財産収益化先導企業を選定して、収益創出を支援する。知的財産収益化の呼び水となる AI 収益化・取引ファンドを今年、1,400 億ウォン規模で組成し、知的財産金融の規模も 13.3 兆ウォンに拡大する。

また、国家レベルの知的財産統合管理システムを構築する。今年下半期には、特許、商標、著作権などを含む知的財産統合検索サービスを開始し、来年からは各省庁・地方自治体・公的機関に散在する知的財産情報と国民のアイデアを統合した「国家 IP データベース」を構築する。今年新たに開始した「みんなのアイデア」事業は 10 月に 60 件の優秀アイデアを最終選定する予定であり、今後、創業、事業化、政策への反映などをフォローアップ支援する。

2. 技術と知的財産を確実に保護します。

技術犯罪に対する包括的な対応体制を構築し、官民共同の K-商標保護システムを強化する。

技術窃取・流出に積極的に対応するため、技術流出専門捜査組織を新設し、捜査人員を大幅に拡大した(第 1 課 27 名→第 4 課 61 名)技術警察を本格的に稼働させ、捜査範囲を大・中堅・中小企業の技術窃取、先端技術の海外流出など、技術犯罪全般へと拡大する。また、技術流出のリスクを事前に検知して先制的な対応体制を構築し、他の捜査・情報機関に対する技術助言を強化するなど、経済安全保障の先鋒としての役割も果たす。

海外での模倣品を根絶するための「K-ブランド政府認証制度」を 10 月から施行する。70 の主要輸出国に国家認証商標を登録して K-ブランドの正規品を認証し、海外の模倣品に対しては政府と企業が一体となって強力な対応を推進し、K-ブランドの価値と信頼度を高める。

3. 知的財産で AI への大転換を主導していきます。

知的財産分野における AI 転換 (AX) を加速化し、最高水準の審査サービスを提供することで、韓国企業の迅速な権利化を支援する。

知的財産行政の全ての領域に AI を導入するため、次世代行政システムの開発に着手し、さらにデジタルレプリカ*などの新たな不正競争行為に対応するための不正競争防止法の改正を下半期に推進する。

* AI・デジタル技術を用いて、個人の容姿・音声などの人格的特徴を写實的に模倣した生成物

審査人員の拡充、AI の本格導入などを通じて審査能力を確保し、年末までに審査待ち期間を特許は 14 ヶ月、商標は 11.2 ヶ月に短縮する。特に、若者の起業や「3 大メガプロジェクト」など、国家的に重要な分野については超高速審査を拡大し、審査結果を 1 ヶ月以内に迅速に提供する。

4. 地方の知的財産時代を切り開きます。

地方の地域資源や特化産業を知的財産へと転換し、これを基盤とした若者の起業と成長を支援する。

地方の地域資源が地域経済活性化の動力となるよう、今年中に試験的に 10 個の地域資源を選定して商標権の確保と商品デザインの開発を支援し、来年からは全域を対象に代表商標を育成する。また、地方の特化産業に基づいた知的財産で青年たちが創業に乗り出せるよう、今年下半期に圏域別の重点支援分野を選定し、知的財産の観点からの事業化戦略と製品開発を総合的に支援する。

首都圏に偏った知的財産基盤施設の格差を解消するため、今年、東南・湖南権など 3 つの圏域に知的財産総合支援センターを新設し、知的財産の創出・活用・保護に関する総合サービスを提供する。さらに、地方で知的財産の専門性と起業家精神を兼ね備えた融合型人材を育成する次世代英才企業人教育も拡大する。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「韓国は世界第 4 位の特許出願大国であるが、これを活用した収益創出能力はまだ十分ではない」とし、「今後、知的財産の価値が市場で完全に実現さ

れる革新のエコシステムを構築し、知的財産が国民と企業の心強い成長資産であり、大韓民国経済の大跳躍の中核的な動力となるよう政策能力を集中させる」と述べた。

2-3 韓国知識財産処、2026 年度第 2 学期「知識財産学単位銀行制」の受講生を募集

韓国知識財産処(2026.8.05.)

知識財産処(キム・ヨンソン処長)国際知識財産研修院は、韓国発明振興会とともに 8 月 6 日(木)から 18 日(火)まで、知識財産学単位銀行制の 2026 年度第 2 学期オンライン受講生を募集する。

今学期の授業は 8 月 25 日(火)から約 15 週間にわたって行われ、「知識財産概論」や「著作権法」など、合計 11 科目が無料で提供される。1 人あたり最大 7 科目(合計 21 単位)まで受講でき、受講申し込みは知識財産学単位銀行のホームページ(<https://cb.ipacademy.net>)から行え、先着順で募集する。

本課程は、産業現場において重要性が高まっている知的財産について、法・制度から知的財産全般の実務能力を養うことができる、公認のオンライン学士学位課程である。高校卒業以上の学歴を持つ国民であれば誰でも受講でき、学位授与要件*を満たした場合、教育部長官名義の「知識財産学士」学位を取得することができる。

* (4 年制大学卒業者)48 単位(専攻)、(高卒・専門大学卒業者)140 単位(専攻 60 単位+教養 30 単位+実務 50 単位)

知識財産処と協定を結んだ大学の在学学生は、知的財産学の単位銀行で修了した科目を、所属大学で単位として認定してもらうことができる。今学期は、全北大学、忠南大学など 12 大学*と単位交流を行う。

* カトリック関東大学、建陽大学、慶一大学、啓明大学、東明大学、全北大学、済州大学、忠南大学、春海保健大学、漢拏大学、韓世大学、韓国工科大学

韓国知識財産処のソン・ソンホン国際知識財産研修院長は、「産業現場において知的財産を理解し活用する能力の重要性がますます高まっている」とし、「受講生が産業現場で求められる専門人材になれるよう、充実した教育課程を運営していく」と述べた。

一方、受講申込や学位取得に関する詳細は、知識財産学単位銀行制のホームページ (<https://cb.ipacademy.net>) または韓国発明振興会 (02-3459-2765) に問い合わせればよい。

2-4 若者の起業支援に向け、「特許に強みを持つ新興企業育成事業」を推進

韓国知識財産処 (2026.8.10.)

- 知識財産処、「適正な権利範囲の提供に向けた特許審査方針」を推進
- 「出願人との対話型審査」の拡大および「登録特許満足度調査」の新設

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、出願人との対話により、韓国企業が開発した革新技術の権利範囲*を技術の価値に見合ったものに設定するため、「適正な権利範囲の提供に向けた特許審査方針」を推進すると発表した。

*権利範囲: 特許権者の許可なしに他人が使用できないよう境界を定めた技術の範囲

今回の施策は、無効にならない「拒絶中心の防御的審査」から脱却し、正確な判断と対話で、革新技術が市場で正当な価値を認められるよう支援する「価値創出型審査」へと転換することを骨子としている。

韓国は世界第4位の特許出願大国だが、現場からは、韓国の審査が海外に比べて権利範囲を保守的に決定しているという声が高まっていた。これを受け、知識財産処は出願件数中心の量的成長から脱却し、技術の実質的な価値と事業活用性を高める高品質な特許審査体制へと転換するため、今回の施策を策定した。

今回の施策は、産業界の現場の声を反映して、審査目標の転換、対話型協議審査の導入、特許に優しい審査環境の構築という3大戦略で推進される。単に特許登録件数を増やすにとどまらず、技術的貢献に見合った適正な権利範囲を付与し、出願人が実際に実感できる審査の質を高めることに重点を置いた。

〈戦略1. 「価値創出型審査」で、韓国企業における革新技術の特許価値を向上〉

審査官の役割を、従来の拒絶理由を探すことから、先行技術の範囲内で出願人ともに、適正な権利範囲を設計する「協力者」へと再定義する。このため、発明の中核となる技術的貢献が権利範囲にしっかりと反映されるよう、審査手続きおよび基準に関する指針を制定・配布（年内に）する予定だ。

〈戦略 2. 若手創業企業を対象とした超高速審査で「特許に強いスタートアップを育成」〉

審査過程における出願人との意見交換も一層強化する。今年 8 月から、優れた技術を保有する若手企業を対象に、超高速審査、事前面談、補正案の講評を一体化した「特許に強いスタートアップ事業」を推進する。これにより、創業初期の若手企業が中核技術に関する権利をより迅速に確保できるよう支援する計画だ。

また、審査の初期段階から審査官と出願人が共に最適な権利範囲を構築していく「出願人協議審査申請制」も新たに導入（8 月 21 日）する。出願人が審査官の 1 次審査結果に異議があり、積極的に意見を述べたい場合、申請で審査官 3 名からなる協議体が権利範囲の適正性を再検討する制度である。

〈戦略 3. 「登録特許満足度調査」を活用した特許に配慮した審査環境の整備〉

特許登録後も、出願人の声を反映できる仕組みを整える。権利範囲が技術の価値に見合った形で認められたか、審査過程で十分な説明とコミュニケーションが行われたかなどについて、出願人が直接意見を提示できるよう、「登録特許満足度調査」を今年末から実施し、そこで集められた意見は、審査政策や審査実務の改善に継続的に反映していく計画だ。

韓国知識財産処のヤン・ジェソク特許審査企画局長は、「審査官は、単に特許の登録可否を決定する役割から脱却し、出願人とコミュニケーションを図りながら、技術的貢献に見合う適正な権利範囲を設計する協力者にならなければならない」とし、「今後も国民や企業が実感できる高品質な特許審査をすることで、韓国企業の革新技术が韓国はもちろん、世界市場でも正当な価値を認められ、競争力を確保できるよう、あらゆる全力を集中させる」と述べた。

2-5 「知的財産訴訟弁論コンテスト」、今年の優勝者は？

韓国知識財産処(2026.8.11.)

- 知識財産処・特許裁判所、「第 13 回知的財産訴訟弁論コンテスト」を共同開催
- 全国 16 の法科大学院が参加…知的財産訴訟に対する関心と熱気が際立つ

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、特許裁判所(ハン・ギュヒョン裁判長)と共に、8月10日(月)に特許裁判所(大田市西区)で「第 13 回知的財産訴訟弁論コンテスト」の授賞式を開催したと発表した。

今年で第 13 回を迎える本大会(2014 年開始)は、韓国の法科大学院の学生たちに、実際の法廷における知的財産権訴訟の実務を体験する機会を提供し、法的専門性と実務能力を兼ね備えた知的財産専門の法曹人を育成することに意義を置いている。

今回の大会には、全国 16 の法科大学院から 53 チーム、159 名の学生が参加を申し込んだ。

全国の 25 の法科大学院のうち 16 校が参加したことから、知的財産権訴訟に対する法科大学院生たちの高い関心と情熱が際立っていた。

大会は、特許裁判所の裁判官と特許審判院の審判官が直接出題した特許および商標訴訟の事例型問題に対し、参加者が訴訟準備書面を作成・提出し、予選・本選・決勝の対決を経て、最終的な受賞者を決定する方式で行われた。

書面審査で構成された予選を通過し、本選に進出した 24 チームは、特許裁判所で実戦さながらの口頭弁論を行い、審査委員たちは問題に対する理解度、弁論資料および弁論の適正性などを総合的に検討し、最終決勝に進む上位 6 チームを選定した。

決勝では、最終弁論や裁判部の質疑に対する回答など、熾烈な法的な攻防が繰り広げられた結果、商標・意匠部門では、梨花女子大学法科大学院チーム(キム・ギュリ、イ・ダウン、クォン・ナヒョン)と延世大学法科大学院チーム(キム・ジホ、イ・シヒョン、キム・テヒ)がそれぞれ、知識財産処長官賞と特許裁判所長賞を受賞した。

特許部門では、ソウル市立大学法科大学院チーム(チェ・ユチャン、イ・ジミン、イ・ユジョン)と延世大学法科大学院チーム(カン・ヒョンホ、ユ・シヒョン、ホン・ソヒ)が、それぞれ知識財産処長官賞と特許裁判所長賞を受賞した。

続いて、本選・決勝に進出した残りの 20 チームには、韓国知識財産保護院長賞、韓国知識財産権弁護士協会会長賞、韓国特許法学会会長賞などが授与された。

商標・意匠部門で知識財産処長官賞を受賞した梨花女子大学法科大学院チーム(キム・ギョリ、イ・ダウン、クォン・ナヒョン)は「予選から本選・決勝まで、チームメンバー同士が互いに配慮し、励まし合ったおかげで良い成果を上げることができた」とし、「弁論の過程で特許裁判所の判事の方々がくださった助言をもとに、知的財産権分野に専門性を備えた法曹人として成長できるよう、さらに努力していく」と語った。

特許部門の知識財産処長官賞を受賞したソウル市立大学法科大学院のチーム(チェ・ユチャン、イ・ジミン、イ・ユジョン)は、「実際の訴訟のように弁論できる機会を与えていただき感謝している」とし、「チームメンバー全員が一生懸命準備してくれたことに感謝しており、チーム一丸となって良い結果を得ることができた」という。

また、今年は決勝進出者を対象に、世界知的所有権機関(WIPO)が主催する国際弁論コンテストへの参加を連携して支援する予定であり、韓国で培った経験が国際舞台へとつながるよう足掛かりを整えた。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「韓流の人気により、海外における K-商標保護の重要性は日増しに高まっており、AI をはじめとする新技術の登場により、知的財産紛争はますます複雑化し、その舞台も国境を越えて広がっている」とし、「知的財産紛争への対応能力を備えた知的財産専門の法曹人を育成することは、韓国企業の競争力に直結するものであり、優秀な人材が知的財産権分野の最高専門家として地位を確立できるよう、支援を惜しまない」と述べた。

2-6 技術警察の捜査能力を強化し、技術の流出・窃取を完全に阻止

韓国知識財産処(2026.8.11.)

- 知識財産処、「技術流出・窃取対策専門家諮問委員会」の発足式を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8月11日(火)16時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、技術流出・窃取捜査の専門家らとともに「技術流出・窃取対策専門家諮問委員会」の発足式を開催すると発表した。

技術流出・窃取犯罪の捜査は、証拠確保の難しさなどから初期対応が何よりも重要であり、近年、手口が高度化する傾向にあることから、技術に関する専門性に加え、捜査・起訴の実務、デジタル証拠分析(フォレンジック)など、証拠確保能力を網羅する捜査・執行の専門性が共に結びつくべきであるという指摘が絶えずなされてきた。

これを受け、知識財産処は、6月30日に発表した技術流出・窃取対応の拡大・再編体制が、実際の事件現場で実効性をもって機能するよう、刑事法、捜査実務、デジタル証拠分析(フォレンジック)など、各分野の現場専門家を諮問委員とする「技術流出・窃取対応専門家諮問委員会」を発足させることとなった。

これにより知識財産処は、迅速かつ実効性のある技術流出・窃取捜査が行われるよう、捜査政策の高度化策を発掘し、韓国企業の先端技術流出・窃取による被害を実質的かつ体系的に救済できる方策を講じていく計画だ。

今回の発足式および初会合では、これまでの知識財産処の技術保護政策の動向を紹介し、技術流出の事例や傾向、不正競争防止法に基づく知的財産の実効的な保護策などを発表するとともに、諮問委員から制度改善の必要性や実務経験・事例、具体的な改善策などに関する意見をヒアリングする予定だ。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「知識財産処の技術警察は、韓国唯一の技術流出・窃取専門の捜査組織である」とし、「今後、技術専門性と捜査能力の両方を向上させ、韓国の技術保護の先鋒となるよう最善を尽くす」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 K-商標は、海外の商標権も保護し、国際的な収益創出まで支援する

韓国知識財産処(2026.8.03.)

- 韓国知識財産処、「K-ブランドの海外商標権保護・ライセンス戦略支援」パイロット事業の公募

韓国のフランチャイズ企業 A 社は、中国や東南アジアなどの海外加盟店に商標などを提供し、売上高の 2～3%をロイヤリティ収入として得ている。商標が輸出資産の一つとして定着しつつあるのだ。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8 月 3 日(月)から、海外進出を推進する韓国の中小・中堅企業の海外商標権保護と、安定した権利使用許諾を通じた国際的な収益創出を支援するため、「2026 年 K-ブランド海外商標権保護・ライセンス戦略支援パイロット事業」を公募すると発表した。

最近、K-商標の海外での認知度が高まるにつれ、現地企業との商標権使用契約や加盟店契約など、様々なビジネスチャンスが拡大している。しかし、海外契約の過程において、現地企業との契約条件や使用料の算定など、様々なリスク要因を検討する際、専門人材が不足している中小・中堅企業が自社だけで対応するには限界があった。

そこで、知識財産処は、単なる海外商標権の確保を超え、企業が商標権を安全に保護しつつ海外収益の創出に活用できるよう、契約全般に関する専門的な助言(使用権契約の構造や法的リスクの分析、主要な契約条項の検討など)を提供する。支援対象は、海外での権利使用許諾またはフランチャイズ契約を推進中、あるいは推進予定の中小・中堅企業であり、企業ごとに最大 3,000 万ウォンの規模で、総事業費の 70%を政府が支援する。

事業の申請期間は 2026 年 8 月 3 日から 8 月 21 日までであり、K-ブランド保護ポータル (<https://ip-navi.or.kr/kbrands>) 内の「K-ブランド紛争対応 > 支援事業申請」メニューにてオンラインで申請できる。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「K-商標が世界市場で持続的に成長するためには、海外の商標権を確保するだけでなく、これを活用できる戦略が重要だ」とし、「韓国企業が海外の商標権を安定的に保護され、権利の使用許諾を新たな収益モデルとして活用できるよう、積極的に支援していく」と述べた。

その他一般

5-1 [報道説明資料] 国家 R&D の成果に関する技術の海外特許出願支援についての具体的な内容はまだ確定していません

韓国知識財産処(2026.8.07.)

< 報道内容 >

□ ソウル経済は 8 月 7 日付「国家 R&D の成果技術の海外特許を支援する」というタイトルの記事で、

○「政府は来年から、国家研究開発(R&D)課題を通じて開発された先端技術の海外特許出願を支援する新政策を打ち出す」

○「6 日、政府筋によると、知識財産処は政府 R&D 技術の海外特許確保支援政策を来年から施行する」

○「政府は、来年の初事業における支援対象を大学と公的研究機関に制限するが、今後、中小企業へと支援の幅を広げることができるか検討する予定だ」と報じました。

< 関係省庁の立場 >

□ 当該記事で言及された国家 R&D 成果技術の海外特許支援に関する内容は、現時点で決定された事項ではないため、報道に慎重を期していただきますようお願いいたします。

5-2 [報道説明資料] 韓国知識財産処は、海外における K-ビューティーの模倣品の拡散に対応し、K ブランドの政府認証、流通遮断、国際協力に至るまで、K ブランドの保護を強化しています

韓国知識財産処(2026.8.10.)

[報道内容]

2026 年 8 月 9 日(日)の聯合ニュース「ルーマニアで摘発されたメディキューブ (medicube) の『偽物』…欧州にまで広がった K-ビューティーの模倣品」の報道は、K-ビューティーの模倣品がアジアを越えて欧州などに拡散し、アマゾン・eBay・TikTok ショップなどのグローバルオンラインプラットフォームで流通しているため、政府レベルでのより体系的な対応が必要であると指摘している

[知識財産処の立場]

まず、知識財産処は、最近増加しているグローバルオンラインプラットフォームにおける模倣品の流通に対応するため、AI を活用した専門モニタリング業者を活用し、模倣品の販売投稿を監視・遮断*しています。

* 海外オンライン模倣品の遮断実績：(2024 年)191,971 件 → (2025 年)210,034 件 → (2026 年 6 月)93,729 件／ビューティー分野の遮断実績：(2024 年)23,494 件 → (2025 年)36,116 件 → (2026 年 6 月)20,370 件

** グローバルオンラインプラットフォームとの協力(MOU 締結)状況：(2025 年)アリババなど 6 つのプラットフォーム → (2026 年)TEMU(6 月)、TikTok Shop・Tokopedia(8 月)など 9 つのプラットフォームへ拡大

また、7 月 30 日に「偽 K-ブランド通報センター」を新設し、寄せられた被害事例を企業に案内するとともに、現地調査、法律相談、警告状の発送、行政取り締まりおよび民事・刑事訴訟などの紛争対応と連携して支援を行う予定です。

特に、政府が企業と共に K-ブランドの模倣品に直接対応するため、ルーマニアを含む欧州全域や中国、ASEAN など約 70 カ国に政府が権利者である国家認証商標を登録し、K-ブランド認証製品の模倣品については現地政府に捜査・取り締まりおよび通関保留などを要請する「K-ブランド政府認証制度」を今年 10 月から導入する予定です。これと併せて、海外知的財産センター（8 カ国 10 カ所）や在外公館などの外交ルートを活用し、現地政府および国際捜査機関との連携を拡大するとともに、侵害の発生から取り締まり・紛争対応に至るまで、一貫した支援を行ってまいります。

今後も知識財産処は、K-ビューティーを筆頭とする K-ブランドの全ライフサイクルにわたる保護体制を構築し、韓国企業の支援に万全を期してまいります。

5-3 [報道説明資料] 弁理士法改正案は、弁理士の「自己鑑定」を禁止する内容です

韓国知識財産処(2026.8.13.)

[報道内容]

2026 年 8 月 12 日(水)、エコノミック・レビュー紙の「韓国鑑定評価士協会『利害対立を助長する弁理士の「自己鑑定」を認める悪法…知識財産処は法案修正の協議に応じるべき』の記事において、弁理士法改正案は弁理士の「自己鑑定」を許可する法案であり、知識財産処は一切の実質的な協議を拒否していると報道されました。

[知識財産処の立場]

弁理士法改正案は、弁理士自身が直接代理した特許を自ら価値評価できないように禁止する内容です。

今回の改正案により、弁理士が鑑定業務を行う際、「発明等の評価基準」を遵守する義務が生じ、当該評価基準では利害関係のある知的財産の価値評価について禁止することが盛り込まれており、本法律に基づく命令に違反した場合には懲戒処分を科すことができるよう規定されています。

今後、知識財産処は、本改正案について国民とのコミュニケーションを最優先価値とし、韓国鑑定評価士協会を含む関連団体と継続して意見交換をはかっていく計画です。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム